

令和7年第11回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和7年12月19日（金）
開会 16時00分 閉会 16時55分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名
教育長 宗岡 功
委 員 平井 國政 委 員 山口 清一郎
委 員 藤崎 郁 委 員 廣田 有加
- 4 事務局
教育部長 久々宮 克也
教育総務課長（以下「教総課長」という。） 安部 洋子
学校教育課長 柳井 慎也
学校教育課学事係課長補佐兼総括主幹 泉 志保
社会教育課長 神崎 郁也
体育保健課長 藤原 直也
本日の書記 総括主幹 河野 晃己 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 2件
- 6 報告事項等 4件
- 7 その他 1件
- 8 傍聴人 0人

開会・点呼

教育長 教育委員会会議を開催するに当たり委員の出席確認をいたします。
本日は、全委員が出席です。

教育長 それでは、令和7年第11回教育委員会会議を開きます。

前回会議録の承認

教育長 前回の会議録の署名委員は、藤崎委員にお願いいたします。
また、今回の会議録の作成は、事務局職員の多田が行います。

教育長の報告

- ・懸案事項の進捗状況について

会期の決定等

教育長 本日の教育委員会会議の次第ですけども、お手元に配付しているとおりであります、新たに議案の追加がありますので、事務局の方から追加議案について説明をお願いします。

事務局 本日の教育委員会会議の議事に佐伯市教育委員会訓令の一部改正に係る議案として、議案第 46 号佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程の一部改正について、そして、議案第 47 号佐伯市個人情報の安全管理に関する規程の一部改正についての 2 議案を追加で提出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

教育長 事務局から説明がありました。本日の議事に、議案第 46 号及び議案第 47 号を追加したいと思いますけれども、これに御異議ございませんでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは本日の議事に議案第 46 号及び議案第 47 号を追加することといたします。その他の議題につきましては、お配りしています次第のとおりです。本日の会議の終了は 17 時を予定していますのでよろしくお願ひいたします。

教育長 初めに本日の会議の公開、非公開についてですが、本日は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定に基づき、全て公開することといたします。

議 事

【議 案】

議案第 46 号 佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程の一部改正について

議案第 47 号 佐伯市個人情報の安全管理に関する規程の一部改正について

議案第 46 号 佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程の一部改正について

教育長 それでは、議事に入ります。まず先ほど追加しました議案第 46 号佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程の一部改正についてを議題といたします。

教総課長 議案第 46 号佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程の一部改正について説明させていただきます。

この議案は、佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程の一部改正を行うに当たり、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

改正の理由につきましては、この規程の中で定められています最高総括保護管理者について、総務部に属する事務を担任する副市長に事故があるとき、又は当該副

市長が欠けたときは、当該副市長以外の副市長を最高総括保護管理者に充てることとする等の規定を整備するため、規程を改正しようとするものです。

初めにこの規程について、説明させていただきます。この規程は、第1条にありますように、教育委員会が取り扱う特定個人情報及び個人番号の適正な管理のために必要な措置について定めたものであります。

規程の内容について具体的に見ていきますと、第10条では、保護管理者は法や条例などに違反している事実や兆候を把握した場合などの報告体制や対応体制を整備することとしています。次の第11条では、最高総括保護管理者は特定個人情報等の取扱いについて理解を深めるなどのための教育研修を行うこととしています。また、第12条以降では、職員の責務やアクセス制御などが規定されています、第30条では、監査責任者は特定個人情報等の管理の状況について定期に又は隨時に監査を行い、その結果を最高総括保護管理者に報告することとしています。また、第31条では、保護管理者は特定個人情報等の取扱状況を点検することとしており、第32条では、最高総括保護管理者は、その監査又は点検の結果等を踏まえ、評価を行い、適切な措置を講ずることとしています。

それでは、今回改正しようとしていますその内容について説明させていただきます。改正箇所の第3条は、本市における特定個人情報等の管理に関する事務を総括するため最高総括保護管理者を1人置くこととしており、総務部に属する事務を担任する副市長をその職に充てることとしていますが、この第3条にただし書を加え、最高総括保護管理者について、総務部に属する事務を担任する副市長に事故があるとき、又は欠けたときには、当該副市長以外の副市長をその職に充てることとする規定を追加しています。また、第3条に第2項を加え、2人の副市長に事故があるとき、又は2人の副市長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理することとしています。この改正につきましては、副市長が不在の際の最高総括保護管理者について、その職務を行う者又はその職務を代理する者を規定しておく必要があるため、改正をしようとするものであります。

あわせて、第12条第2項において、特定個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、当該事案等を認識した職員は当該特定個人情報を管理する保護管理者に報告することに加え、総務部総務課にも報告することとする改正を行っています。

以上で議案第46号についての説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

教育長 よろしいですか。

それでは、議案第46号の承認についてお諮りいたします。議案第46号について提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第 46 号については、提案どおり承認といたします。

議案第 47 号 佐伯市個人情報の安全管理に関する規程の一部改正について

教育長 続いて、議案第 47 号佐伯市個人情報の安全管理に関する規程の一部改正について、これも安部教育総務課長お願いします。

教総課長 議案第 47 号佐伯市個人情報の安全管理に関する規程の一部改正について説明させていただきます。

この議案は、議案第 46 号と同様に、佐伯市個人情報の安全管理に関する規程の一部改正を行うに当たり、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものです。

改正の理由につきましても、先ほどと同様になりますが、この規程の中で定められています最高総括保護管理者について、総務部に属する事務を担任する副市長に事故があるとき、又は当該副市長が欠けたときは、当該副市長以外の副市長を最高総括保護管理者に充てることとする等の規定を整備するため、規程を改正しようとするものです。

先ほどの議案第 46 号の規程は、説明の中にもありましたように、教育委員会が取り扱う特定個人情報及び個人番号の適正な管理のために必要な措置について定めたものでしたが、この議案第 47 号の佐伯市個人情報の安全管理に関する規程は第 1 条にありますように、保有個人情報の適切な管理に関し、必要な事項を定めたものとなっています。この佐伯市個人情報の安全管理に関する規程の内容につきましては、先ほどの議案第 46 号の佐伯市特定個人情報等の保護に関する管理規程における安全管理措置と基本的な要素は共通していることから、説明は省略させていただきます。

改正の内容につきましても、先ほどの議案と同様に、第 3 条において、本市における保有個人情報の管理に関する事務を総括するため最高総括保護管理者を 1 人置くこととしており、総務部に属する事務を担任する副市長をその職に充てることとしていますが、この第 3 条にただし書を加え、最高総括保護管理者について、総務部に属する事務を担任する副市長に事故があるとき、又は欠けたときには、当該副市長以外の副市長をその職に充てることとする規定を追加しています。また、第 3 条に第 2 項を加え、2 人の副市長に事故があるとき、又は 2 人の副市長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理することとしています。

あわせて、第 39 条第 1 項において、保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告することに加え、総務部総務課にも報告することとする改正を行っています。

以上で議案第 47 号についての説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。審議を行います。御質問、御意見のある方はお願ひいたします。

教育長 よろしいですか。

それでは、議案第 47 号の承認についてお諮りいたします。議案第 47 号について提案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、議案第 47 号については、提案どおり承認といたします。

【報 告】

報告第 4 号 令和 7 年第 7 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

- ・令和 7 年度佐伯市一般会計補正予算（第 5 号）
- ・佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について

報告第 4 号 令和 7 年第 7 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

教育長 それでは次に報告第 4 号令和 7 年第 7 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、これも安部教育総務課長です。

教総課長 報告第 4 号令和 7 年第 7 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について御説明いたします。

この報告は、令和 7 年第 7 回佐伯市議会定例会に追加提出されました議案令和 7 年度佐伯市一般会計補正予算（第 5 号）及び佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正についての計 2 議案に対する教育委員会の意見について、本来であれば回答を行うに当たり、教育委員会に議案を提出し、承認をいただく必要があるところでしたが、日程の都合上、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年 12 月 1 日に教育長が臨時に代理し、当該議案については異議のない旨の回答をしましたので、同条第 2 項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

まず初めに令和 7 年度佐伯市一般会計補正予算（第 5 号）について、御説明いたします。この議案につきましては、第 1 条にありますように、一般会計において、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 6,148 万 5,000 円を追加しています。そのうち、歳出の教育費については、950 万円を増額補正しています。今回の補正は、大分県人事委員会の勧告等に伴う職員給与費の調整等に要する経費を計上したものです。補正の内容につきましては、職員給与費等において、給料、職員手当等

などを増額計上しています。以上で、補正予算の説明を終わります。

続きまして、佐伯市職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明いたします。この議案につきましても、大分県人事委員会の勧告等に鑑み、職員等の給与及び議会の議員の期末手当の改定を行う措置を講じようとするものであります。教育委員会に関する部分につきましては、第8条、第9条の佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正となります。第1条、第2条の佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正につきましても関連がありますので、併せて御説明させていただきます。

第1条、第2条の佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、職員の給料について、国家公務員の俸給表の改定に準じた上で、各号給の額を0.38%引き上げ、また、期末手当及び勤勉手当について、支給月数をそれぞれ引き上げる改正を行っています。第8条、第9条の佐伯市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、教育長の期末手当の支給月数を引き上げる改正を行っています。詳細につきましては、参考資料として、「令和7年第7回佐伯市議会定例会予算外議案（追加議案）の概要」をお配りしていますので、その資料で説明に代えさせていただきます。

以上で説明を終わります。

教育長 質問等がございましたらお願ひいたします。

教育長 よろしいですか。

それでは、報告第4号の承認についてお諮りいたします。報告第4号については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは、報告第4号については、原案のとおり承認といたします。

報告事項等

- ・「佐伯市立幼稚園及び保育所のあり方についての実施計画書」について
- ・令和6年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び佐伯市独自調査によるいじめ・不登校の現状について
- ・令和7年度佐伯市「二十歳のつどい」について
- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 これで令和7年第11回教育委員会会議を閉会いたします。

終了 16時55分